

令和3年度 第1回江南市空家等対策協議会 次第

日時：令和4年2月8日（火）
午後1時30分から
場所：市役所3階 第3委員会室

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 空家等対策の推進に関する取組み状況について（資料1）

1. 空き家総合相談窓口及び江南市空き家バンク
2. 江南市危険空き家解体工事費補助金
3. 被相続人居住用家屋等確認申請書（3,000万円控除）申請件数
4. 官民協働による空き家パンフレット（第3版）の作成

(2) 空家特措法基本指針及びガイドラインの改正について（資料2）

(3) 管理不全の空き家に対する措置の状況について（資料3）

1. 建築課窓口の空き家相談等件数 及び 管理不全の空き家の通報件数
2. 通報等により対応中（未解決）の管理不全の空き家の件数
3. 措置の具体的事例の紹介

(4) 特定空家等について（資料4）

3 その他

【会議資料】

- ・資料1 空家等対策の推進に関する取組み状況について
- ・資料2 基本指針及びガイドライン改正資料
- ・資料3 管理不全の空き家に対する措置の状況について
- ・資料4 特定空家等について

令和3年度 空家等対策の推進に関する取組み状況について

1. 空き家総合相談窓口及び江南市空き家バンク

- ・空き家総合相談窓口への相談件数

令和元年度 : 16件

令和2年度 : 11件

令和3年度 : 7件 (令和3年12月末時点)

- ・江南市空き家バンク (令和3年12月末時点)

登録件数 : 1件

現在までの成約件数 : 1件

江南市空き家バンクのポータルサイトでは、空き家だけでなく土地についても登録が可能となっており、12月末時点で37件の登録があります。

2. 江南市危険空き家解体工事費補助金

- ・予算件数 : 3件 (上限20万円×3件)

- ・交付件数 : 3件 (20万円×3件)

制度を開始した令和元年度から毎年予算件数3件を全て交付していること、また、問合せも多くなっていることから、来年度については、5件分の予算を予定しています。

3. 被相続人居住用家屋等確認申請書 (3,000万円控除) 申請件数

令和元年度 : 20件

令和2年度 : 11件

令和3年度 : 13件 (令和3年12月末時点)

4. 官民協働による空き家パンフレット (第3版) の作成 (別添パンフレット参照)

第2版に引き続き作成しました。空き家パンフレットは、(株)ジチタイアドが事業者からの協賛を得て、デザインから製本までを行い、市へ無料で冊子を納品します。そのため、市と(株)ジチタイアドとの間で、「官民協働発行に関する協定」を締結しています。

- ・発行部数 : 300部

- ・配布方法 : 建築課・環境課の窓口及び管理不全の空き家の指導の際。

- ・配布期間 : 令和3年6月～令和4年5月末

- ・現在、令和4年6月から配布する予定の第4版の作成に向けて準備中。

また、高齢者生きがい課が(株)ジチタイアドと同様の協定に基づき発行している「わたしのエンディングノート」の令和4年度版 (4月配布) に将来的な空き家の発生を抑制することを目的として、住まいのエンディングノートのページを新たに作成する予定です。



令和3年6月30日
住宅局住宅総合整備課

空家法基本指針及び特定空家等ガイドラインを改正

～空家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進します！～

空家法基本指針^{※1}及び特定空家等に対する措置に関するガイドライン^{※2}について、法施行後の取組状況や地方公共団体からの要望等を踏まえ、空き家対策を強力に推進するため、以下のとおり改正しました。

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第5条第1項に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」
※2 同法第14条第14項に基づく「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）

【改正のポイント】

(1) 空家法基本指針（※詳細は別紙1参照）

- 特定空家等の対象には「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される」空家等も含まれる旨を記載
※ガイドラインにおいて、特定空家等の判断に際して参考となる基準に「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される場合」の参考となる考え方の例を記載
- 所有者等の所在を特定できない場合等において、民法上の財産管理制度を活用するために、市町村長が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行うことが考えられる旨を記載
- 地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体について、協議会の構成員の例に加えるとともに、専門的な相談について連携して対応することを記載 等

(2) 特定空家等に対する措置に関するガイドライン（※詳細は別紙2参照）

- 空家等の所有者等の特定に係る調査手法、国外居住者の調査方法及び所有者等を特定できない場合の措置について記載
- 災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合は災害対策基本法に基づく措置も考えられる旨を記載
- 外見上はいわゆる長屋等であっても、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、空家法の対象となる旨を記載 等

※改正後の基本方針及びガイドラインは以下のURL参照

URL: https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

(問合せ先)

国土交通省住宅局住宅総合整備課 笠原、豊福、海野

代表 03-5253-8111 内線 39373、39374、39375

直通 03-5253-8502 FAX 03-5253-1628